

一般社団法人日本応用地質学会 試験研究・調査業務委託規程

平成 23 年 7 月 16 日 制定

平成 31 年 2 月 18 日 改定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という。）が委託する試験研究・調査（以下「試験研究等」という。）について定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
- 二 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録を受ける権利及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
- 三 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。以下、「著作権法」という。）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
- 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報（実験データ、サンプル等の試料及び図面等を含む。）のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、この法人及びこの法人からの委任を受けて試験研究を行う者（以下「受託者」という。）が合意の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

②この規程において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許権の対象となるものについては発明
- 二 実用新案権の対象となるものについては考案
- 三 意匠権の対象となるものについては意匠
- 四 商標権の対象となるものについては商標
- 五 回路配置利用権並びにプログラム及びデータベースについては創作物
- 六 品種登録に係る権利の対象となるものについては品種
- 七 著作者の権利対象となるもの（プログラム及びデータベースを除く。）については著作物
- 八 ノウハウ等を対象とするものについては案出物

③この規程において知的財産権の「実施」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和 34 年法律第 121 号。以下「特許法」という。）第 2 条第 3 項、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号。以下「実用新案法」という。）第 2 条第 3 項、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号。以下「意匠法」という。）第 2 条第 3 項、商標法（昭和 34 年法律第 127 号。以下「商標法」という。）第 2 条第 3 項に規定する行為
- 二 プログラム等の使用及び著作権法第 21 条、第 23 条、第 26 条から第 28 条に規定する権利を行使する行為
- 三 ノウハウの使用

(業務の委託)

第 3 条 この法人は、委託しようとする試験研究等が、自ら実施するよりも委託して実施することが効率的であるときは、その試験研究等をこの法人以外の者に委託することができる。

(受託者の選定)

第 4 条 この法人は、試験研究等を委託するときは、当該試験研究等の目的に従い、その内容、方法及び時期並びに経済性等を考慮し、当該試験研究の実施についてもっとも適当と認められる者を受託者として選定する。

(契約締結の上申)

第 5 条 研究担当委員会（既存の研究部会、或いは受託研究実施のために特別に設置される研究小委員会）の担当者は、試験研究等を委託しようとするときに次の各号に掲げる事項を明らかにして、代表理事に対し契約の締結について上申し承認を得るものとする。研究担当委員会が支部を拠点とする場合、代表理事は委託の手続きを当該支部長に委任することができる。

- 一 試験研究等の題目
- 二 試験研究等の目的及び概要
- 三 試験研究等の委託先
- 四 試験研究等を委託する理由
- 五 試験研究等の開始及び完了の時期

- 六 試験研究等の委託料の額
- 七 知的財産権の帰属及びその定義
- 八 前各号に掲げるものの他参考となる事項

(委託契約)

第6条 この法人が試験研究等を委託するときは、受託者と次の事項について契約を締結する。

- 一 契約事項
- 二 試験研究等の題目
- 三 試験研究等の目的及び概要
- 四 試験研究等を実施する場所
- 五 試験研究等の開始及び完了の時期
- 六 試験研究等の委託料の額及び支払いの方法
- 七 その他必要な事項

(委託期間)

第7条 この法人が試験研究等を委託する期間は、単独の事業年度の範囲内とする。ただし、特別な事情があるときはこの限りではない。

(委託料)

第8条 試験研究等の委託料の額は、当該試験研究等を実施するために必要と見込まれる経費の額とする。

(再委託)

第9条 この法人は、受託者に当該試験研究等を再委託させないものとする。ただし、この法人が必要と認めるときは、当該試験研究等の一部に限り再委託させることができる。

(秘密の保持)

第10条 この法人は、受託者が試験研究等に関して知り得た機密に属する事項を第三者に漏洩させないものとする。

(成果の報告及び発表)

第11条 この法人は、当該試験研究等完了後一定期間内にその成果について、受託者から報告をさせることができる。

②この法人は試験研究等期間中において、必要と認めるときは、受託者から中間報告をさせることができる。

③この法人は、受託者が試験研究等の成果を発表しようとするときは、書面によりあらかじめこの法人の同意を得させるものとする。

(契約変更等)

第12条 この法人は、天災その他やむを得ない理由がある場合は、契約を変更し、又は解約することができる。

(物件の帰属)

第13条 この法人は、受託者が試験研究等を行うことにより取得した物件の所有権をこの法人に帰属させるものとする。

②この法人は、前項においてこの法人に帰属した物件を受託者の希望により貸与し、又は譲渡することができる。

(研究成果及び報告書の帰属)

第14条 試験研究等により得られた成果及び研究報告書の著作権（プログラム等の著作権は除く。）は、当該受託研究の委託者による制限がない限りこの法人に帰属する。ただし、特許権等の帰属については、次条の定めるところによるものとする。

(知的財産権の帰属)

第15条 この法人からの委託により実施した試験研究等の結果、受託者が創製した発明等に係る知的財産権については、当該受託研究の委託者による制限がない限り全てこの法人に帰属するものとする。

(知的財産権の実施)

第16条 この法人は、この法人と受託者が共有する知的財産権の実施を受託者以外の者が希望するときは、その受託

者以外の者との間に実施料の支払い等について定めた実施契約を締結する。

(委託契約終了後の措置)

第17条 委託契約は、本契約終了後、第15条及び第16条の規定は当該知的財産権の権利存続期間中有効とし、第10条及び第11条の規定は5年間有効とする。

(その他)

第18条 この規程の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年7月16日から施行する。